

証券コード 7679  
2026年4月28日  
(電子提供措置開始日2026年4月28日)

株 主 各 位

岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号  
**株式会社薬王堂ホールディングス**  
代表取締役社長 西 郷 辰 弘

## 第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。  
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に電子提供措置事項を掲載しております。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.yakuodo-hd.co.jp/ir/shareholder/>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております  
ので、以下よりご確認ください。

### 【東証ウェブサイト】（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「薬王堂ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「7679」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、**2026年5月21日（木曜日）午後6時まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。  
ご来場の株主様へのお土産はございません。ご了承お願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年5月22日（金曜日）午前10時
  2. 場 所 岩手県盛岡市盛岡駅前北通2-27  
ホテルメトロポリタン盛岡ニューウィング  
4階 メトロポリタンホール
  3. 会議の目的事項  
報告事項
    1. 第7期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第7期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
  - 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 書面交付請求された株主様へご送付している書類のうち次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しておりますので、当該書面には記載しておりません。
    - ・事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制」
    - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
    - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」したがいまして、当該書面は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
  - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

## 書面郵送又はインターネットで議決権を行使される場合

### 書面郵送



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。  
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 2026年5月21日（木曜日）午後6時到着分まで

### インターネット



次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照の上、賛否をご入力ください。

**行使期限** 2026年5月21日（木曜日）午後6時まで

## 株主総会にご出席される場合

### 株主総会ご出席



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
なお、株主ではない代理人及び同伴の方等、議決権を行使できる株主以外の方はご入場いただくことができませんので、ご注意ください。

**株主総会開催日時** 2026年5月22日（金曜日）午前10時

# インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

## スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



議決権行使書副票(右側)

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

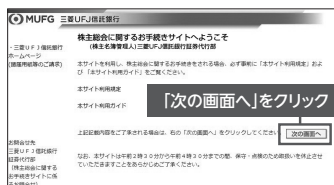
※議決権行使書はイメージです。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

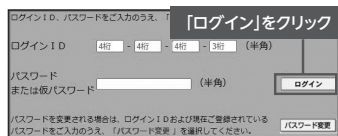
## ログインID・仮パスワードを入力する方法

### 議決権行使サイトのご利用方法

#### ① 議決権行使サイトにアクセスする



#### ② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降画面の案内に沿って  
賛否をご入力ください。

### ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日(2026年5月21日(木曜日))の午後6時までで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

### システム等に関するお問い合わせ(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

 **0120-173-027** (通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

### 機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開の促進及び経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、累進配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金29円

総額 564,078,710円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年5月25日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督およびコーポレートガバナンス機能を強化することにより、経営の透明性を一層向上させるため、現行定款に定める取締役会の招集権者および議長を、あらかじめ取締役会の定めた取締役に変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役にこれを代わる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>当該取締役に</u>事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役にこれを代わる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社株式の数
1	さい ごう たか ひと 西 郷 孝 一 (1978年11月23日)	2007年6月 花王株式会社入社 2012年4月 株式会社薬王堂入社 2012年11月 同社営業企画部長 2013年3月 同社商品部長 2019年3月 同社執行役員 経営戦略本部長兼店舗開発部長 2019年9月 当社事業戦略部長 2020年3月 当社経営戦略部長 2020年5月 株式会社薬王堂取締役常務執行役員 経営戦略本部長兼店舗開発部長 2021年5月 当社常務取締役（現任） 2022年3月 株式会社薬王堂取締役常務執行役員 営業本部長 2024年3月 同社代表取締役社長執行役員（現任）	200,200株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、当社グループの営業部門、経営企画部門の責任者を歴任し、業務執行の豊富な経験と実績を有しております。また、株式会社薬王堂の代表取締役社長執行役員として、経営を主導しており、これらの経験と見識は、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与するものと判断し、取締役候補者いたしました。	
2	※ さい ごう やす ひろ 西 郷 泰 広 (1988年10月18日)	2014年4月 株式会社シスラボ入社 2020年4月 株式会社薬王堂入社 2021年11月 株式会社薬王堂DX推進部長 2022年3月 同社取締役執行役員管理本部長 2022年3月 当社管理部長兼DX戦略部長 2024年3月 株式会社薬王堂取締役副社長執行役員（現任） 2024年4月 当社経営企画部長（現任）	200,000株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、当社グループの管理部門およびDX戦略部の責任者を務めるなど、業務執行全般にわたり豊富な経験と実績を有しております。また、株式会社薬王堂の取締役副社長執行役員として経営の中核を担っており、その幅広い見識と実行力は、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与するものと判断し、取締役候補者いたしました。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社株式の数
3	お が さ わ ら や す ひ ろ 小笠原 康 浩 (1964年11月29日)	1988年2月 アイワ岩手株式会社入社 2005年3月 株式会社薬王堂入社 2010年7月 同社財務部長 2014年5月 同社取締役 財務部長 2016年5月 同社常務取締役 管理部門管掌 2019年3月 同社取締役常務執行役員 管理本部長 2019年9月 当社常務取締役 管理部長 2022年3月 当社常務取締役 経営戦略部長 2022年3月 株式会社薬王堂取締役常務執行役員 2024年4月 当社常務取締役 コンプライアンス統括部長 (現任) 2024年5月 株式会社薬王堂監査役 (現任)	8,400株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、当社グループの管理部門、経営企画部門、コンプライアンス統括部門の責任者や監査役を歴任し、業務執行の豊富な経験と実績を有しております。これらの経験と見識は、当社グループの持続的な成長とコーポレートガバナンスの向上に寄与するものと判断し、取締役候補者とした。した。	
4	お ぼ ら こ う い ち 小 原 公 一 (1961年5月20日)	1985年4月 日興証券株式会社 (現SMBC日興証券株式会社) 入社 2011年3月 日興コーディアル証券株式会社執行役員 東日本法人本部長 2018年4月 日興ビジネスシステムズ株式会社代表取締役社長 2021年5月 当社社外取締役 (現任) 2022年6月 アクティブネットワーク株式会社 特別顧問 (現任)	—
		<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b> 同氏は、証券会社における営業部門、人事部門での豊富な経験と実績とともに、企業経営者としての幅広い見識を有しており、当社の経営に対して客観的、専門的な視点での有益な提言や助言を行っていただいております。独立社外取締役として当社の経営を監督し、コーポレートガバナンスの向上に寄与していただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。 同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	さいとうなかあき 齋藤毅文 (1971年12月3日)	1995年4月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1999年7月 公認会計士登録 2001年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）出向 2012年7月 有限責任監査法人トーマツ パートナー就任 2021年9月 株式会社セットザディレクション設立 代表取締役（現任） 2021年11月 齋藤毅文公認会計士事務所開所 所長（現任） 2023年6月 株式会社キューブシステム 社外取締役（現任） 2024年5月 当社社外取締役（現任）	—
	<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b>  同氏は、公認会計士として様々な企業会計やコーポレートガバナンスに関する幅広い知見を有するとともに、企業経営に関する豊富な経験・知見をもって、当社の取締役会において、筆頭独立社外取締役として、独立・客観的立場から当社の経営を監督し、ガバナンス体制の強化への積極的な発言・助言を行っていただいております。当社の業務執行の監督を行うに適任であると判断し、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p>		

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 小原公一氏及び齋藤毅文氏は、社外取締役候補者であります。当社は小原公一氏及び齋藤毅文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、小原公一氏及び齋藤毅文氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。  
小原公一氏及び齋藤毅文氏の選任が承認された場合、当該契約と同等の内容の契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者として、被保険者である取締役が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害等が填補されることとなる役員等賠償責任保険契約を締結しております。各候補者が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当社は、本議案に係る取締役候補者の任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 各候補者の所有する当社株式の数は、2026年2月28日現在の状況を記載しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役（1名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
たき うら 滝浦 のぞみ (1987年11月26日)	2016年1月 弁護士登録 2016年1月 弁護士法人A.I.ステップ 入所 2023年10月 開運橋総合法律事務所開所（現任） 2024年5月 当社取締役監査等委員（現任）	—
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b></p> <p>同氏は、企業法務に精通しており、弁護士としての法律に関する専門知識や経験等を活かすことにより、独立した立場から当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。また、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言や指摘を行っていただいております。以上のことから、持続的な企業価値の向上を目指す当社の業務執行を監督する適切な人材と判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> <p>同氏の監査等委員である社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 滝浦のぞみ氏の戸籍上の氏名は昆野のぞみであります。
3. 滝浦のぞみ氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は滝浦のぞみ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、滝浦のぞみ氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。  
滝浦のぞみ氏の選任が承認された場合、当該契約と同等の内容の契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者として、被保険者である取締役が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害等が填補されることとなる役員等賠償責任保険契約を締結しております。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当社は、本議案に係る取締役候補者の任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 候補者の所有する当社株式の数は、2026年2月28日現在の状況を記載しております。

【参考】選任後の取締役会構成及びスキルマトリクス

第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」、第4号議案「監査等委員である取締役1名選任の件」を原案どおり承認可決いただいた場合、取締役会の構成は以下のとおりです。

	氏名	スキル・経験						
		企業経営	事業戦略	財務会計	法務・リスクマネジメント	人的資本	D X	E S G
取締役	西郷 孝一	●	●				●	
	西郷 泰広			●	●	●		
	小笠原 康浩			●		●		
	小原 公一	●	●			●		
	斎藤 毅文	●		●				●
監査等委員	坂本 篤			●	●			
	鎌田 英樹	●	●					●
	片野 圭二	●					●	●
	滝浦 のぞみ				●	●		●

(注) 上記のスキルマトリクスは、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

以上

# 事業報告

(2025年3月1日から  
2026年2月28日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善により、景気は緩やかな回復基調を維持しているものの、継続的な物価上昇や金利上昇などにより、企業の経済活動や個人消費への影響が懸念されるなど、先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが属するドラッグストア業界においては、食品を中心とした品揃えや価格の強化により需要増加がみられるものの、物価上昇に伴う消費者の節約志向は継続しており、経営環境としては厳しい状況で推移いたしました。

このような状況の中、当社グループは2025年4月に策定した中期経営計画に基づき、5つの重点戦略を推進しました。特に「出店戦略」では、基盤となる東北エリアでの出店強化に加え、関東エリアへの初出店を実現し、岩手県5店舗、青森県3店舗、秋田県4店舗、宮城県5店舗、山形県2店舗、福島県9店舗、栃木県19店舗、茨城県7店舗の合計54店舗のドラッグストアを新規出店し、岩手県1店舗を閉店いたしました。この結果、当連結会計年度末の店舗数は456店舗（うち調剤併設型4店舗、調剤専門薬局1店舗）となりました。また、「店舗戦略」の一環として、50店舗の改装を実施し、レイアウト標準化を着実に進めております。さらに、「DX戦略」として公式アプリ搭載のAI肌診断機能を自社開発により刷新し、2025年11月にリリースいたしました。これらの施策に加え、販売価格や品揃えの強化による来店客数及び買上点数の増加を図るとともに、店舗作業の削減および物流の効率化によるローコストオペレーションも推進しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,638億8百万円（前年同期比7.8%増）、営業利益は52億8千5百万円（前年同期比3.6%減）、経常利益は54億7千1百万円（前年同期比5.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は40億2千8百万円（前年同期比5.8%減）となりました。

主要なドラッグストア事業における部門別の業績は次のとおりです。

① ヘルス

医薬品は皮膚治療薬等が伸張し、衛生用品では生理用品等が伸張いたしました。その結果、売上高は前年同期比0.8%増の264億1千7百万円となりました。

② ビューティ

化粧品は基礎化粧品や男性化粧品等が伸張し、トイレタリーではヘアケアやオーラルケア等が伸張いたしました。その結果、売上高は前年同期比6.9%増の219億5千4百万円となりました。

③ ホーム

日用品は衣料洗剤や柔軟剤等が伸張し、バラエティ部門はペット関連商品等が伸張いたしました。その結果、売上高は前年同期比8.0%増の354億2千2百万円となりました。

④ フード

食品は日配品や冷凍食品、嗜好品等が伸張し、酒類ではビール類や酎ハイ等が伸張いたしました。その結果、売上高は前年同期比10.5%増の797億6千3百万円となりました。

部 門	売 上 高	構 成 比
	百万円	%
ヘルス	26,417	16.1
ビューティ	21,954	13.4
ホーム	35,422	21.7
フード	79,763	48.8
合 計	163,558	100.0

(注) 部門別の主な取扱商品は次のとおりであります。

部 門	主 要 品 目
ヘルス	医薬品・衛生用品・医療用品・健康食品・介護用品・ベビー用品・調剤
ビューティ	化粧品・ヘアケア・オーラルケア・ボディケア
ホーム	洗剤・家庭紙・台所用品・実用衣料・履き物・服飾雑貨・文具・玩具・ペット用品・電気小物・書籍・たばこ
フード	菓子・飲料・食品・米・酒

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、有形固定資産148億2百万円、無形固定資産6億1千2百万円、敷金及び保証金5億7千3百万円等の合計161億2千5百万円となりました。その主なものは、54店舗の新店設備投資であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、新規出店のための有形固定資産の取得、敷金及び保証金の差入による支出の資金について、取引金融機関より180億円の長期借入れを実施いたしました。

## (4) 対処すべき課題

ドラッグストア業界は、人口減少・高齢化による地域市場の変化、人手不足に伴う人件費上昇、物流コストの増加に加え、大手を中心としたM&Aによる競争激化や業界再編の動きが加速しています。当社グループはこれらの環境変化を成長の好機と捉え、積極的な新規出店、店舗運営の効率化、物流改革、人材育成、DX推進の5つの戦略を軸に、持続可能な企業価値の向上を目指してまいります。

### ① 出店戦略

東北エリアにおける安定的な出店と更なるドミナント強化を推進するとともに、成長の柱として関東エリアへの出店を積極的に展開してまいります。具体的には、2025年4月に策定した中期経営計画に基づき、2030年2月期までに累計450店舗の新規出店を実現すべく取り組んでまいります。地域ごとの市場シェア分析をもとに、最適な出店戦略を実行し、持続的な成長を目指してまいります。

### ② 店舗戦略

レイアウト標準化、店舗負担の軽減、売場固定の3つを重点戦略として推進しております。レイアウトの標準化を進めることで、売上貢献度の高いカテゴリーの展開を強化し売上増加を図ります。また、店舗負担の軽減および売場の固定化を通じて、生産性の向上と顧客の購買体験価値の最大化を図り、店舗全体の収益性向上を目指します。

### ③ 物流戦略

サプライチェーンの最適化を図るため、お取引先様との協働による物流改革を推進しております。具体的には、低温物流センターを再構築し、2026年3月より稼働を開始いたしました。これにより、品質向上とコスト削減につながっております。また、2027年に食品と非食品センターの統合を予定しており、これを通じて物流機能の高度化を図り、効率的かつ持続可能な物流体制を構築してまいります。

#### ④ 採用とManavi戦略

持続的な成長を支える人材育成を重要な経営戦略と位置づけ、「採用と学び」に特化した組織づくりを推進しております。戦略的な採用活動を通じて多様な人材を確保するとともに、昨年新設したMANAVI推進室をManavi推進部へ改編することで、全体的な教育・研修体制のさらなる強化を図るとともに、動画や各ツールの活用も積極的に推進してまいります。組織力の強化と活性化を通じて、企業価値の向上に繋げてまいります。

#### ⑤ DX戦略

デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進を通じて、事業全体の効率化および顧客体験の向上を目指しております。これまでに取り組んできたデータ整備やデータサイエンスの導入に加え、今後はデータサイエンスの実践的な活用を本格化させ、AIの開発および業務への実装を進めてまいります。その一環として、公式アプリに搭載のAI肌診断機能を自社開発により刷新し、2025年11月にリリースしております。学びと挑戦を通じて社内文化とマインドを進化させ、DXを活用した経営を推進してまいります。

### (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第4期 (2023年2月期)	第5期 (2024年2月期)	第6期 (2025年2月期)	第7期 (当連結会計年度) (2026年2月期)
売 上 高 (百万円)	128,791	142,241	151,957	163,808
経 常 利 益 (百万円)	5,017	5,625	5,778	5,471
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	3,240	3,825	4,275	4,028
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	164.96	195.22	218.18	206.51
総 資 産 額 (百万円)	67,709	70,784	79,976	103,173
純 資 産 額 (百万円)	29,939	33,314	37,065	40,227
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	1,527.93	1,700.13	1,891.57	2,068.15

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社薬王堂	300百万円	100.0%	ドラッグストア事業
Medica株式会社	3百万円	100.0%	マーケティング事業等

### ③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社薬王堂	岩手県紫波郡矢巾町 医大通二丁目7番7号	8,531百万円	20,927百万円

## (7) 主要な事業内容

当社は、持株会社として傘下グループ会社の経営管理及びこれに付帯する業務を行っております。

当社グループは、主として次の事業を行っております。

医薬品、衛生用品、医療用品、化粧品、食品、日用雑貨品等の販売及び調剤薬局の経営、マーケティング事業

## (8) 主要な事業所

### ① 当 社

本社事務所 岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号

### ② 子 会 社

株式会社薬王堂

本社事務所 岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号

店 舗 岩手県117店舗、宮城県90店舗、秋田県67店舗、  
青森県66店舗、山形県47店舗、福島県43店舗、  
栃木県19店舗、茨城県7店舗、計456店舗

## (9) 従業員の状況

区分	従業員数	前連結会計年度末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
合計又は平均	1,094名	94名(増)	33.00歳	10.40年

(注) 上記従業員数は、パートタイマー及びアルバイトの期中平均2,917名（1日平均8時間換算）を含んでおりません。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社岩手銀行	6,212
株式会社みずほ銀行	4,682
株式会社三井住友銀行	4,673
株式会社七十七銀行	4,562
株式会社三菱UFJ銀行	3,609
株式会社東北銀行	1,916

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 61,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,450,990株 (自己株式数289,229株を除く。)
- (3) 株主数 4,439名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社TKコーポレーション	7,584,000	38.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,406,500	7.23
株式会社日本カストディ銀行 (信託口、信託口4、 信託A口、年金信託口、年金特金口)	1,009,200	5.19
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	897,100	4.61
薬王堂ホールディングス従業員持株会	646,356	3.32
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/ JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UC ITS ASSETS	470,000	2.42
INTERACTIVE BROKERS LLC	407,400	2.09
西郷 喜代子	398,000	2.05
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	285,258	1.47
CACETS BANK, LUXEMBOURG BRANCH / UCITS - FULL TAX	252,300	1.30

(注) 持株比率は、自己株式 (289,229株) を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 郷 辰 弘	
代表取締役副社長	西 郷 喜 代 子	
常 務 取 締 役	小 笠 原 康 浩	コンプライアンス統括部長 株式会社薬王堂 監査役
常 務 取 締 役	西 郷 孝 一	株式会社薬王堂 代表取締役社長執行役員
取 締 役	小 原 公 一	アクティブネットワーク株式会社 特別顧問
取 締 役	斎 藤 毅 文	株式会社セットザディレクション 代表取締役 斎藤毅文公認会計士事務所 所長 株式会社キューブシステム 社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	坂 本 篤	
取 締 役 (監査等委員)	鎌 田 英 樹	株式会社アイビーシー岩手放送 代表取締役会長 株式会社岩手日報社 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	片 野 圭 二	東北ライフサイエンス・インストルメンツ・クラスター 代表幹事 株式会社TOLIMS 代表取締役会長 株式会社アイカムス・ラボ 代表取締役 株式会社T-Mentors 代表取締役 一般社団法人BtoR 代表理事
取 締 役 (監査等委員)	滝 浦 の ぞ み	開運橋総合法律事務所

- (注) 1. 取締役小原公一氏、斎藤毅文氏、鎌田英樹氏、片野圭二氏及び滝浦のぞみ氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役小原公一氏、斎藤毅文氏、鎌田英樹氏、片野圭二氏及び滝浦のぞみ氏を当社が株式を上場している東京証券取引所の規則等に定める独立役員として届け出ております。
3. 監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるために、質の高い社内情報の収集及び会計監査人・内部統制所管部門等との密接な連携を可能とすべく、坂本篤氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4. 滝浦のぞみ氏の戸籍上の氏名は昆野のぞみであります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当社グループ全役員を被保険者とした役員等賠償責任保険契約を締結し、当社が保険料を全額負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補いたしません。

## (4) 取締役の報酬等

### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項について取締役会にて決定しております。

#### (基本方針)

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

なお、業績連動報酬及び非金銭報酬等については現時点では導入しておりません。今後、当社の企業価値向上を図る上で、各々の取締役が果たすべき役割を最大限に発揮するため、客観性・透明性ある手続きを伴ったよりよい報酬制度となるよう検討してまいります。

#### (基本報酬の個人別の報酬の額の決定に関する方針)

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬のみとし、役位、職責、在任期間に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

(取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項)

当事業年度における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会決議に基づき代表取締役社長西郷辰弘にその決定を委任するものとしております。

委任する理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

なお、代表取締役社長は、指名報酬委員会の答申の内容を踏まえて個人別の報酬額を決定するものとしております。

監査等委員である取締役の個人別の報酬については、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、指名報酬委員会からの提言に基づき、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

指名報酬委員会の活動内容としては、上記のとおり取締役について、当社の業績や各取締役の業務執行状況、功績、貢献度等を総合的に評価し、事業年度に係る基本報酬等額についての協議のほか、当社取締役の指名、当社グループ会社の役員の指名及び報酬についても協議し、当社取締役会等に答申しております。

(当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由)

取締役の個人別の報酬等については、取締役会より委任を受け代表取締役社長が決定方針に従って決定しております。内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会において決定方針との整合性を含めた多面的な検討を行っており、取締役会はその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

(報酬に関する株主総会決議に関する事項)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年5月25日開催の第4回定時株主総会決議において年額400百万円以内（うち社外取締役40百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役2名）であります。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年5月25日開催の第4回定時株主総会決議において年額100百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

②当社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区 分	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	180 (13)	180 (13)	— (—)	— (—)	6 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	28 (14)	28 (14)	— (—)	— (—)	4 (3)

(5) 社外取締役に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・ 取締役小原公一氏の兼職先であるアクティブネットワーク株式会社と当社との間に開示すべき特別な関係はありません。
- ・ 取締役斎藤毅文氏の兼職先である株式会社セットザディレクション、斎藤毅文公認会計士事務所及び株式会社キューブシステムと当社との間に開示すべき特別な関係はありません。
- ・ 取締役 (監査等委員) 鎌田英樹氏の兼職先である株式会社アイビーシー岩手放送及び株式会社岩手日報社と当社との間に開示すべき特別な関係はありません。
- ・ 取締役 (監査等委員) 片野圭二氏の兼職先である東北ライフサイエンス・インストルメンツ・クラスター、株式会社TOLIMS、株式会社アイカムス・ラボ、株式会社T-Mentors及び一般社団法人BtoRと当社との間に開示すべき特別な関係はありません。
- ・ 取締役 (監査等委員) 滝浦のぞみ氏の兼職先である開運橋総合法律事務所と当社との間に開示すべき特別な関係はありません。

② 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び 社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	小原 公一	取締役会における審議、報告に際して、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点と経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 また、指名報酬委員会の委員を務めております。当事業年度に開催された指名報酬委員会5回のうち5回出席しております。
取締役	斎藤 毅文	取締役会における審議、報告に際して、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点と経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 また、指名報酬委員会の委員長を務めております。当事業年度に開催された指名報酬委員会5回のうち5回出席しております。
取締役(監査等委員)	鎌田 英樹	取締役会及び監査等委員会における審議、報告に際して、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点と経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。 当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、また、監査等委員会14回開催のうち13回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 また、指名報酬委員会の委員を務めております。当事業年度に開催された指名報酬委員会5回のうち5回出席しております。
取締役(監査等委員)	片野 圭二	取締役会及び監査等委員会における審議、報告に際して、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点と経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、また、監査等委員会14回開催のうち14回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 また、指名報酬委員会の委員を務めております。当事業年度に開催された指名報酬委員会5回のうち5回出席しております。
取締役(監査等委員)	滝浦 のぞみ	取締役会及び監査等委員会における審議、報告に際して、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点と経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、また、監査等委員会14回開催のうち14回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	14百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	38百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定することができます。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、報酬その他の職務執行の対価としての財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じた額とします。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

---

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

# 連結貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>49,616</b>	<b>流動負債</b>	<b>32,722</b>
現金及び預金	10,013	買掛金	19,421
売掛金	2,198	1年内返済予定の長期借入金	5,642
商品	33,735	リース債務	772
その他	3,669	未払法人税等	926
貸倒引当金	△0	契約負債	996
<b>固定資産</b>	<b>53,556</b>	賞与引当金	693
<b>有形固定資産</b>	<b>45,572</b>	店舗閉鎖損失引当金	3
建物及び構築物	36,891	その他	4,266
機械及び装置	87	<b>固定負債</b>	<b>30,223</b>
工具、器具及び備品	472	長期借入金	22,405
土地	619	リース債務	5,786
リース資産	5,799	資産除去債務	2,007
建設仮勘定	1,701	その他	22
<b>無形固定資産</b>	<b>1,085</b>	<b>負債合計</b>	<b>62,946</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,899</b>	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	110	株主資本	40,223
繰延税金資産	2,979	資本金	100
敷金及び保証金	3,441	資本剰余金	2,311
その他	367	利益剰余金	38,435
		自己株式	△622
		その他の包括利益累計額	3
		その他有価証券評価差額金	3
		<b>純資産合計</b>	<b>40,227</b>
<b>資産合計</b>	<b>103,173</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>103,173</b>

# 連結損益計算書

(2025年3月1日から  
2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		163,808
売上原価		128,634
売上総利益		35,173
販売費及び一般管理費		29,888
営業利益		5,285
営業外収益		
受取利息	29	
受取事務手数料	204	
固定資産受贈益	57	
受取手数料	15	
古紙売却収入	37	
その他	97	442
営業外費用		
支払利息	246	
その他	10	256
経常利益		5,471
特別損失		
減損損失	212	
固定資産除却損	1	213
税金等調整前当期純利益		5,258
法人税、住民税及び事業税	1,619	
法人税等調整額	△389	1,229
当期純利益		4,028
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		4,028

# 貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>2,816</b>	<b>流動負債</b>	<b>93</b>
現金及び預金	731	未払金	42
売掛金	41	未払法人税等	38
短期貸付金	2,040	預り金	13
その他の	2	<b>負債合計</b>	<b>93</b>
<b>固定資産</b>	<b>18,110</b>	<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>18,110</b>	<b>株主資本</b>	<b>20,833</b>
関係会社株式	8,554	資本金	100
長期貸付金	9,552	資本剰余金	20,498
繰延税金資産	3	資本準備金	25
		その他資本剰余金	20,473
		<b>利益剰余金</b>	<b>857</b>
		その他利益剰余金	857
		繰越利益剰余金	857
		<b>自己株式</b>	<b>△622</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>20,833</b>
<b>資産合計</b>	<b>20,927</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>20,927</b>

# 損益計算書

(2025年3月1日から  
2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		1,012
営 業 費 用		345
営 業 利 益		667
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	31	
そ の 他	0	31
営 業 外 費 用		
雑 損 失	0	0
経 常 利 益		698
税 引 前 当 期 純 利 益		698
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	50	
法 人 税 等 調 整 額	△1	48
当 期 純 利 益		649

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年4月13日

株式会社 薬王堂ホールディングス  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 菊池 寛康
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福士 直和

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社薬王堂ホールディングスの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社薬王堂ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年4月13日

株式会社 薬王堂ホールディングス  
取締役会 御中

有限責任監査法人	トーマツ		
	仙台事務所		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菊池	寛康
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福士	直和

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社薬王堂ホールディングスの2025年3月1日から2026年2月28日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、代表取締役及び非常勤社外取締役との意見交換会を定期的に実施するなど意思疎通を図り、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月20日

株式会社薬王堂ホールディングス 監査等委員会

監査等委員 坂 本 篤

監査等委員 鎌 田 英 樹

監査等委員 片 野 圭 二

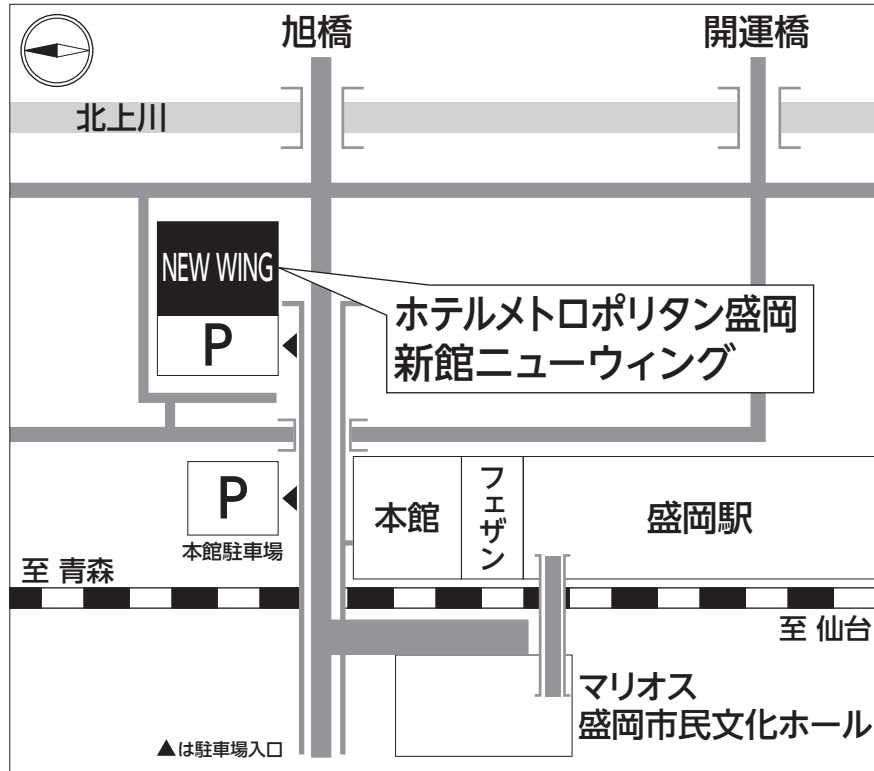
監査等委員 滝 浦 のぞみ

(注) 監査等委員鎌田英樹、片野圭二及び滝浦のぞみは、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場： 岩手県盛岡市盛岡駅前北通2-27  
ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング  
4階メトロポリタンホール  
TEL 019-625-1211



## ●交通のご案内

- JR盛岡駅より、徒歩で約5分
- 東北自動車道・盛岡ICより車で約10分
- 花巻空港より、車で約40分

UD  
FONT

見やすいユニバーサル  
デザインフォントを  
採用しています。

**第7回定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)**

会社の新株予約権等に関する事項  
業務の適正を確保するための体制  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

第7期（2025年3月1日～2026年2月28日）

**株式会社 薬王堂ホールディングス**

## 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当連結会計年度末日における新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (2) 当連結会計年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 業務の適正を確保するための体制

### (1) 内部統制システム構築に関する基本方針

内部統制システムの整備の状況に関しては、取締役会決議により、次のとおり「内部統制システム構築に関する基本方針」を定めております。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役が率先垂範して法令等を遵守するとともに、使用人の職務の執行が法令や定款に適合することを確保し、法令遵守を企業活動の前提とします。

コンプライアンス体制の推進を組織的かつ永続的に運営するための常設の機関として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守体制の整備と遵守状況の把握を行い、結果を取締役に報告する体制を構築します。

また、内部通報制度として、コンプライアンス・ホットラインを設置し、全役職員より法令違反等に関する相談や通報を受け付ける体制を整備します。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

稟議規程及び文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に適切に記録し、保存します。取締役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業を取り巻く様々なリスクに対応するために「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を整備するとともに、リスク管理委員会を設置してリスクの分析、評価及び対応状況を定期的に確認し、必要な対策を講じます。

また、重大事故、災害など緊急を要するリスクが発生した場合は、「リスク管理規程」に基づいて緊急対策本部を設置し、対策本部長を中心とした情報収集並びに対応策の検討、決定及び実施などにより迅速に対応する体制を整備します。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、重要事項の決定及び取締役の職務執行の監督を行うため、毎月定例の取締役会を開催しております。

なお、当社グループにおける職務分掌、権限、意思決定その他組織に関する基準を定め、取締役は「業務分掌規程」、「稟議規程」及び「職務権限規程」等に基づき、迅速かつ効率的な職務執行を行います。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は、「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社の重要事項及び業務執行状況について、各グループ会社の代表者又は管理統括者より定期的に当社取締役会で報告を受けるなど、業務の適正を確保するための体制を整えております。  
また、当社のコンプライアンス統括部及びグループ会社の内部監査担当部署は、管理状況及び業務活動について内部監査を実施し、内部統制システムの整備を図るものとします。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及び他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項  
監査等委員会の職務の補助については、必要に応じコンプライアンス統括部が担当しております。  
監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指示に従うものとし、監査等委員会の指示の実効性を確保することとします。
- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査等委員は、取締役会やその他の会議に出席し、意見を述べるとともに、その議事録や稟議書等を閲覧し、説明を求めることができるものとしております。  
また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等をすみやかに報告します。  
なお、監査等委員会に報告を行ったことを理由として報告者に対する不利な取扱いを禁止し、周知徹底します。
- ⑧ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員から職務の執行について所要の費用の請求を受けたときは、その費用が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用及びその債務を処理するものとします。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査等委員は取締役の職務の執行状況を把握するため、法令で定められた会議のほか、必要に応じて、重要な会議に出席し意見を述べることができます。  
また、監査等委員会は代表取締役、社外取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行うものとします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① コンプライアンス

各部門において自己点検を毎月実施し、コンプライアンス委員会に報告しております。また、取締役会でその結果を四半期ごとに報告しております。

なお、社内研修や会議体によるコンプライアンスに関する教育の実施、社内広報などによる内部通報制度の周知を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

### ② リスクマネジメント

「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を年4回開催し、リスクの分析、評価及び対応状況を確認しております。

### ③ 内部監査体制

内部監査計画に基づき、業務監査を実施するとともに、監査等委員会及び会計監査人と連携し、業務の適正化に努めております。

また、財務報告に係る内部統制につきましては、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を実施しております。

## (3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは企業行動憲章並びに役職員行動規範に基づく「コンプライアンス規程」及び「反社会的勢力等対策マニュアル」において、反社会的な団体・個人に対して常に毅然とした態度で臨み、どのような名目であっても、いかなる利益供与も行わず、これらの活動を助長するような行為も一切行わない旨定め、役職員に周知徹底を図っております。

### ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループは反社会的勢力排除に向けた社内体制として代表取締役社長を最高責任者、コンプライアンス担当責任者を統括責任者とし、反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、直ちに警察に届け出るなど、警察機関、顧問弁護士等と連携して全社的に問題を解決する体制を確立しております。

また、全役職員を対象として反社会的勢力排除の重要性等を教育・研修するとともに、全役職員や取引先等と反社会的勢力との関係の調査を一定のルールで実施しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から  
2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年3月1日残高	100	2,311	34,955	△300	37,066
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△548		△548
親会社株主に 帰属する当期純利益			4,028		4,028
自己株式の取得				△322	△322
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額 合計	－	－	3,479	△322	3,157
2026年2月28日残高	100	2,311	38,435	△622	40,223

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
2025年3月1日残高	△0	△0	37,065
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△548
親会社株主に 帰属する当期純利益			4,028
自己株式の取得			△322
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	4	4	4
連結会計年度中の変動額 合計	4	4	3,162
2026年2月28日残高	3	3	40,227

## 連 結 注 記 表

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社  
連結子会社の名称 株式会社薬王堂  
Medica株式会社

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）  
によっております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法によっております。

###### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品

売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

ただし、物流センター保管商品及び調剤薬品については総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3年～34年
機械及び装置	17年
工具、器具及び備品	3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉店に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる閉店関連損失見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① 商品の販売に係る収益認識

当社の子会社では、医薬品、化粧品、雑貨、食品等を販売しております。このような商品の販売においては、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

また、これらのうち受託販売等、当社及び子会社の役割が代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受け取る対価の総額から委託者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

なお、対価の受領は、原則、商品を顧客に引き渡した時点で行っており、重要な金融要素の調整は行っておりません。

② 子会社が運営するポイント制度に係る収益認識

当社の子会社が運営するポイント制度に関しては、商品の販売に伴う付与ポイント相当額を履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントの使用時及び失効時に収益を認識しております。

③ 他社が運営するポイント制度に係る収益認識

他社が運営するポイント制度に関しては、取引価格から商品の販売に伴う付与ポイント相当額を差し引いた金額で収益を認識しております。

## (会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正 会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

## (表示方法の変更に関する注記)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」は、金額的需要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

## (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(固定資産の減損)

① 連結計算書類に計上した金額

減損損失	212百万円
有形固定資産	45,572百万円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗を基本単位とし、賃貸資産及び遊休資産については物件ごとに資産のグルーピングをしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている店舗及び土地や、土地の時価の下落が著しい店舗等を減損の兆候がある資産グループとし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額の算定は使用価値によっておりますが、割引前将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスである場合は、使用価値は零として算定しております。

将来キャッシュ・フローは、過年度実績や外部環境及び内部環境を考慮して作成した、各店舗の予算計画を基礎としており、当該計画には、販促強化等の各種施策による売上高増加や原価率改善等を主要な仮定として織り込んでおります。

これらの仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の減損損失認識要否の判定及び測定される減損損失の金額に、重要な影響を及ぼす可能性があります。

## (連結貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 29,234百万円

### (連結損益計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
山形県米沢市	販売設備	建物及び構築物等	152
岩手県北上市	販売設備	建物及び構築物等	60

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として主として店舗を基本単位としグルーピングしております。当連結会計年度において、閉店の意思決定を行った店舗、又は営業活動による損益が継続してマイナスとなる店舗等において、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを4.0%で割り引いて算定しております。

減損損失の内訳は以下のとおりです。

固定資産の種類	金額 (百万円)
建物	155
構築物	34
工具、器具及び備品	1
リース資産	13
その他	6
合計	212

### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数  
普通株式 19,740,219 株

#### 3. 剰余金の配当に関する事項

##### (1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月27日 定時株主総会	普通株式	548百万円	28円	2025年2月28日	2025年5月28日

##### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額	1株 当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年5月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	564百万円	29円	2026年2月28日	2026年5月25日

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については設備投資計画に従って、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

敷金及び保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は全て株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）に係る資金調達であり、変動金利による長期借入れは行っておりません。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資資金に係る資金調達であります。なお、これらの債務は支払期日に支払いを実行できなくなるリスク、すなわち流動性リスクに晒されますが、各月ごとに資金計画を適宜見直すことにより、そのリスクを回避しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

敷金及び保証金について、管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 市場リスク（金利や市場価格等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するため、長期借入金については固定金利での調達を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ③ 資金調達に係る金利リスク及び流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金調達時には、金利の変動動向の確認又は他の金融機関との金利比較を行っております。また、各部署からの報告に基づき財務部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)投資有価証券(※1)			
その他有価証券	10	10	－
(2)敷金及び保証金	3,441	2,779	△662
資産計	3,452	2,789	△662
(1)長期借入金(※2)	28,048	27,550	△497
(2)リース債務(※3)	6,559	6,394	△165
負債計	34,607	33,945	△662

(※1) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	100百万円

(※2) 1年以内に返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※3) 1年以内に返済予定のリース債務を含んでおります。

### (注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
敷金及び保証金	401	908	882	1,248

### (注2) 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	5,642	5,134	4,683	4,338	3,689
リース債務	772	781	795	809	823

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数利用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	10	—	—	10
資産計	10	—	—	10

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	2,779	—	2,779
資産計	—	2,779	—	2,779
長期借入金	—	27,550	—	27,550
リース債務	—	6,394	—	6,394
負債計	—	33,945	—	33,945

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### 敷金及び保証金

合理的に見積った将来キャッシュ・フローを、国債の利回りで割り引いた現在価値から算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によって算出しており、レベル2の時価に分類しております。

## リース債務

元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算出しており、レベル2の時価に分類しております。

### (収益認識に関する注記)

#### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループはドラッグストア事業を主要な事業としており、顧客との契約から生じる収益の内訳は以下のとおりです。

	金額 (百万円)
ヘルス	26,417
ビューティ	21,954
ホーム	35,422
フード	79,763
その他	249
顧客との契約から生じる収益	163,808

#### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しております。

#### 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

##### (1) 契約負債の残高等

	当連結会計年度 (百万円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	1,845
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	2,198
契約負債 (期首残高)	937
契約負債 (期末残高)	996

当社グループにおいて、お買い物の支払いに充当できるポイントを付与するサービスを実施しており、顧客に付与したポイントについて、サービスを提供する履行義務を充足するまで、契約負債として認識しております。

##### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格はありません。

### **(賃貸等不動産に関する注記)**

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

### **(1株当たり情報に関する注記)**

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,068円15銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 206円51銭   |

# 株主資本等変動計算書

( 2025年3月 1日から  
2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
2025年3月1日残高	100	25	20,473	20,498
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－
2026年2月28日残高	100	25	20,473	20,498

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
	繰越利益 剰余金				
2025年3月1日残高	756	756	△300	21,054	21,054
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	△548	△548		△548	△548
当期純利益	649	649		649	649
自己株式の取得			△322	△322	△322
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)					
事業年度中の変動額合計	101	101	△322	△221	△221
2026年2月28日残高	857	857	△622	20,833	20,833

## 個 別 注 記 表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

#### 2. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社への経営指導及び経営管理、並びに関係会社受取配当金となります。経営指導及び経営管理に関しては、子会社に役務を提供した時点で、履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日において収益を認識しております。なお、対価の受領は、通常は1年以内で行っており、重要な金融要素の調整は行っていません。

### (会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正 会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

### (貸借対照表に関する注記)

#### 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,084 百万円
長期金銭債権	9,552 百万円
短期金銭債務	7 百万円
合 計	11,645 百万円

### (損益計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益

1,012 百万円

営業費用

84 百万円

営業取引以外の取引高

受取利息

29 百万円

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当事業年度の末日における自己株式の総数

普通株式

289,229 株

## (税効果会計に関する注記)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
未払事業税	3
受取配当金	1
繰延税金資産小計	4
評価性引当額	△1
繰延税金資産合計	3

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.3 %
(調整)	
受取配当等の益金不算入	△27.3 %
住民税均等割等	0.2 %
その他	△0.2 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.0 %

### 3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年3月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.3%から35.1%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響はありません。

## (収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 2. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

**(関連当事者との取引に関する注記)**

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 薬王堂	岩手県 矢巾町	300	医薬品・ 化粧品・ 日用雑貨 等の小売 業	所有 直接 100.0	役員兼任	経営指導料の受取	456	売掛金	41
							資金の貸付	11,592	短期貸付金	2,040
									長期貸付金	9,552
配当金の受取	556	—	—							

(注1) 経営指導料については、経営の管理・指導等の対価としての妥当性を勘案し、定められた料率を基に協議の上契約により決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

**(1株当たり情報に関する注記)**

- 1株当たり純資産額 1,071円06銭
- 1株当たり当期純利益 33円31銭